

一部事務組合下北医療センター議会第117回定例会会議録

議事日程

平成23年 9月20日(火曜日) 午前10時開会・開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長選挙

第5 議会運営委員の選任

第6 管理者挨拶

第7 議案一括上程、提案理由の説明

第8 議案審議(質疑、討論、採決)

- (1) 議案第 4号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第 5号 指定管理者の指定について(むつりハビリテーション病院)
- (3) 議案第 6号 指定管理者の指定について(国民健康保険大畑診療所)
- (4) 議案第 7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算
- (5) 議案第 8号 一部事務組合下北医療センター欠損金の資本剰余金による処理について
- (6) 議案第 9号 平成22年度一部事務組合下北医療センター決算
- (7) 報告第 2号 平成22年度一部事務組合下北医療センター継続費繰越計算書
- (8) 報告第 3号 平成22年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書
- (9) 報告第 4号 平成22年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率について
- (10) 報告第 5号 平成22年度一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の実施状況について
- (11) 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- (12) 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

2番	千賀武由	10番	岩泉盛利
3番	富岡修	11番	吉田光男
4番	岡崎健吾	12番	川村隆
6番	菊池広志	13番	八戸義之
7番	半田義秋	14番	金森一規
8番	山崎隆一	15番	竹内典和
9番	宮野昭一	16番	宮川尚

欠席議員（2人）

1番	目時睦男	5番	工藤孝夫
----	------	----	------

出席説明員

管理者	宮下順一郎	むつ総合病院院長兼事務局長	吉田真
代表副管理者	金澤満春	むつ総合病院事務局長	田中宏司
副管理者	飯田浩一	国民健康保険大問病院事務局長	佐藤信彦
副管理者	太田健一	国民健康保険川内診療所事務局長	美濃邦彦
東通地区担当参事	吉澤俊弘	国民健康保険野沢診療所事務局長	山本信哉
代表監査委員	小川照久	国民健康保険東通地区診療所事務局長	佐々木貞夫
むつ総合病院事務局長	小川克弘	国民健康保険佐井地区診療所事務局長	中村正和
事業本部長	川西彰	むつ総合病院事務局長	石田武男
事務本部長	藤原昭	むつ総合病院事務局長	星久南
事務本部長	山口勝美	むつ総合病院事務局長	
事務本部長	光野義厚	むつ総合病院事務局長	
事務本部長	杉澤一徳	むつ総合病院事務局長	

出席事務局職員

事業本部長	飛内導明	事業本部長	柳田雄規
事務局副理	藤井剛	事務局本部長	高橋征志

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡 修） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第117回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎報 告

○議長（富岡 修） 議事に入る前に報告を行います。

去る4月21日に富岡幸夫議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたから、報告いたします。

以上で報告を終わります。

本日の会議は、議事日程により会議を進めます。

◎日程第1 議席の指定

○議長（富岡 修） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長から指定いたします。

むつ市議会において富岡幸夫議員のかわりに菊池広志議員が選出されておりますので、その議席を6番に指定いたします。

大間町議会において選出されました宮野昭一議員の議席を9番に、岩泉盛利議員の議席を10番に指定いたします。

東通村議会において選出されました吉田光男議員の議席を11番に、川村隆議員の議席を12番に指

定いたします。

風間浦村議会において選出されました八戸義之議員の議席を13番に、金森一規議員の議席を14番に指定いたします。

佐井村議会において選出されました竹内典和議員の議席を15番に、宮川尚議員の議席を16番に指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（富岡 修） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番菊池広志議員及び11番吉田光男議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（富岡 修） 次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 副議長選挙

○議長（富岡 修） 次は、日程第4 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に岩泉盛利議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました岩泉盛利議員を副議長の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩泉盛利議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩泉盛利議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

岩泉盛利議員にごあいさつをお願いいたします。

（岩泉盛利副議長登壇）

○副議長（岩泉盛利） 皆さん、おはようございます。ただいま下北医療センター議会第13代の副議長に選出されまして、誠にありがとうございます。

私は、3期12年間の下北医療センター議会議員の経験を生かしまして、副議長といたしまして、今後公正、公平な議会運営を富岡議長に協力し、さらには努力することを誓いまして、簡単粗辞ではございますが、あいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

◎日程第5 議会運営委員の選任

○議長（富岡 修） 次は、日程第5 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、宮野昭一議員、吉田光男議員、八戸義之議員及び竹内典和議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮野昭一議員、吉田光男議員、八戸義之議員及び竹内典和議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員は次の休憩中に委員会を開くよう本席から口頭をもって招集いたします。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時17分

○議長（富岡 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開かれました議会運営委員会において、委員長に八戸義之議員が、副委員長に吉田光男議員が決定いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第6 管理者挨拶

○議長（富岡 修） 次は、日程第6 管理者挨拶を行います。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） おはようございます。管理者就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび私は、むつ市長選挙におきまして、市民のご支持と厳粛な負託を賜り、再び市政を担わせていただくことになりました。同時に、関係市町村長の互選によりまして、下北医療センター第12代管理者として、再びその職務を執行させていただくことになりました。光栄に思う一方、改めて責任の重さを感じているところであります。

微力ではありますが、自治体病院の使命であります地域医療の確保に努めてまいりたいと考えて

おります。

さて、今日の医療崩壊の最大の原因は、国の医療費抑制策にあります。当地域においては、昔も今も医師確保がままならず、常に医療崩壊の危機にさらされていると言っても過言ではありません。

このため、歴代市町村長は、医師確保を最優先課題としてまいりましたが、私も医師確保の困難さを改めて痛感しているところであります。

医師不足の原因について、国は当初地域偏在・診療科偏在にあるとしておりましたが、人口当たり医師数がOECD加盟国の平均以下であることが明らかとなり、ようやく絶対数不足を認め、大学医学部の定員をふやしましたが、一旦崩壊した地域医療の再生は極めて困難であります。

医療確保は、医師確保にほかならないものであります。当組合における医師数の推移であります。組合が設立された昭和46年当初は20名、現在は約80名であります。医師数では約4倍、人口比では約5倍にふえております。

医師の絶対数増加につきましては、ひとえに歴代院長先生はじめ関係各位のご尽力のたまものであり、地域住民を代表いたしまして、心より感謝を申し上げます次第であります。

むつ総合病院は、弘前大学を中心とする医師招聘ルート、さらには臨床研修指定病院としての研修医受け入れ等により、現在、医療法上の医師充足率が100%を超えているものの、研修医を除くと依然100%を下回っております。

また、常勤医不在の診療科もあり、病院運営上の必要数には遠く及ばない状況にあります。

勤務医確保に当たりましては、勤務医がやりがいを見い出せ、そしてモチベーションの上がる医療環境・病院づくりが何よりも重要であります。10年後、医師数は今よりふえますが、だからといって自治体病院の勤務医不足が解消される保障は

どこにもありません。魅力ある病院づくりが求められるゆえんであります。

次に、医師確保と並ぶ組合最大のテーマであります。病院事業経営健全化についてであります。いかに医療が大切といいますが、経営体力を超える不良債務が正当化されることはありません。不良債務が膨らめば、資金調達が困難となり、病院経営は行き詰まり、医療サービスは提供できなくなります。

一方で、医療確保という至上命題があります。医療確保と経営健全化が両立できれば、何の問題もありませんが、実際には両立は極めて困難であります。

そもそも自治体病院は、民間医療機関が立地しない不採算地区の医療を担っているため、収支均衡を図ることが基本的に困難な状況に置かれております。このため、地方公営企業法においては、いわゆる不採算経費に対する一般会計の経費負担の原則を定めております。

しかしながら、従来市町村の財政難から病院事業に対する当該経費負担が必ずしも十分行われなかったことは否定できません。

政策医療を実施する以上、一般会計が最終責任を負うのは当然のことであり、もしそれができなければ病院事業といえども事業継続はできないものであります。

病院事業の継続を阻む端的要因は、医師不在と自治体財政破綻であります。

次に、組合組織改編についてであります。当組合の設立理念は、「共同出資、共同経営」でありましたが、実際には「総論賛成、各論反対」の中で、この理念は実現しませんでした。権限と責任が一体となっていない経営体が健全に機能していくことは困難であり、組合が抱えるこの矛盾こそが、組合の経営健全化を阻害する最大の要因であります。このため、組合を本来の姿に戻そうと

というのが、組合組織改編のねらいであります。

具体的には、むつ総合病院以外の施設を当該市町村に移管し、組合はむつ総合病院のみを運営いたします。ただし、むつ総合病院以外の施設の当該市町村移管に当たっては、当該債務も引き継がれますことから、当該市町村が財政健全化法に基づく早期健全化団体に該当しないことが絶対条件となります。

なお、組織改編後におきましても、むつ総合病院とそれ以外の施設との医療連携関係は変わらないものであり、ご安心をいただきたいと存じます。

なぜなら、平成15年9月に策定された自治体病院機能再編成計画の基本的な考え方は、下北医療圏における中核病院とサテライト医療施設が機能分担と医療連携を行い、圏域全体で地域医療を支えることにあるからであります。

言うまでもなくむつ総合病院が当圏域における中核病院、それ以外がサテライト医療施設であります。この考え方にに基づき、むつ総合病院とサテライト医療施設との間において、「病病連携」・「病診連携」が行われております。

次に、昨年12月、最大の医師招聘ルートであります弘前大学大学院医学研究科、医学部附属病院とむつ総合病院は、「弘前大学専門医養成病院ネットワークシステムに関する協定」を締結し、相互の連携・協力を確認したところであります。

むつ総合病院で学んだ研修医等が弘前大学でスキルアップし、再びむつ総合病院に一人前のドクターとして戻ってくるという医師循環システムが構築され、医師の確保、定着につながることを期待されております。

最後に、このたびの震災は、自然の脅威と文明社会のもろさを見せつけました。震災から何を学び、今後どう生かすか、改めて人間の英知が問われようとしております。

むつ総合病院は、4月7日深夜の余震による大

規模停電で翌日の外来休診を余儀なくされましたが、下北半島唯一の総合病院として、また災害拠点病院として、平時はもちろんのこと、有事への備えを万全にすることが今後に向けた大きな課題であります。

地域医療の確保は、ひとり地方自治体の力ではできないのではなく、国、県、市町村、関係団体等の連携、そして何よりも地域住民のご理解とご協力が不可欠であります。

地域住民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後の組合運営に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。管理者就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（富岡 修） これで管理者あいさつを終わります。

◎日程第7 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（富岡 修） 次は、日程第7 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第4号から議案第9号まで及び報告第2号から報告第7号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました6議案6報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第4号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ総合病院の精神病床数を変更するためのものであります。

次に、議案第5号及び議案第6号の指定管理者

の指定についてであります。2議案は、現在、むつりハビリテーション病院の指定管理者であります社団法人むつ下北医師会及び大畑診療所の指定管理者であります医療法人章士会を引き続き5年間指定するためのものであります。

次に、議案第7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、むつ総合病院ではメンタルヘルス科診療棟に係る仮設渡り廊下設置工事費及びカーテン・ブラインド購入費を追加し、重油等の購入単価高騰に伴い燃料費を増額し、透析室5床増床に伴う透析用患者監視装置等の器械備品購入費を追加しております。

大間病院では、これまでの実績に基づき薬品費、診療材料費を減額し、電源立地地域対策交付金を財源とするX線TV装置、一般撮影装置等の器械備品購入費を追加しております。

むつりハビリテーション病院では、X線装置購入費を追加しております。

大畑診療所では、業務用乾燥機、リクライニング車いすの購入費、医師住宅に係る補修工事費を追加し、一時借入金支払利息に要する経費を増額しております。

佐井地区診療所では、これまでの実績に基づき給与費を増額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が123億1,921万8,000円、支出が115億9,863万5,000円となり、また、補正後の資本的収支の予定額は、収入が18億9,497万円、支出が22億8,190万7,000円となります。

次に、議案第8号 一部事務組合下北医療センター欠損金の資本剰余金による処理についてであります。本案は、地方公営企業法施行令の規定に基づき、平成22年度の未処理欠損金のうち9,865万1,897円を、平成22年度決算において資本剰余金を取り崩して解消するためのものであります。

す。

次に、議案第9号 平成22年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。まず収益的収入及び支出についてご説明いたしますと、税込み決算で、収入は前年度から2億4,400万8,026円、2%増の122億5,935万6,684円で、支出は前年度から9,519万6,923円、0.8%減の115億315万7,465円となり、税抜き決算では、7億5,271万8,760円の純利益を生じました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、収入は、16億2,307万2,832円で、支出は、19億4,577万5,106円となり、収入額が支出額に不足する額3億2,270万2,274円は、当年度損益勘定留保資金及び流動負債で措置しております。

次に、不良債務の状況についてご説明いたしますと、前年度から10億5,018万5,632円減の41億7,587万3,941円となりました。

これを施設ごとにご説明いたしますと、大間病院では、前年度から1億1,759万5,457円減の1億2,523万9,373円となりました。

川内診療所では、前年度から3億8,190万3,526円減の9億5,731万1,977円となりました。

大畑診療所では、前年度から9,759万9,526円減の22億6,646万3,357円となりました。

脇野沢診療所では、前年度から6,368万8,011円減の7億3,869万1,571円となりました。

佐井地区診療所では、前年度から4,367万888円減の1億2,302万9,688円となりました。

風間浦診療所では、前年度から1億1,713万7,655円減の4億247万7,971円となりました。

次に、報告第2号 平成22年度一部事務組合下北医療センター継続費繰越計算書についてであります。これは、継続費を設定しておりますメンタルヘルス科診療棟改築事業について、東北地方太平洋沖地震の影響により平成23年度に通次繰り越したため、地方公営企業法施行令の規定に基

づき報告するものであります。

次に、報告第3号 平成22年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書についてであります。これは、平成22年度予算に定めた川内診療所改修工事及びむつ総合病院ヘリポート設計業務委託について、東北地方太平洋沖地震の影響により平成23年度に繰り越したもので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第4号 平成22年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてであります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第5号 平成22年度一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の実施状況についてであります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものでありまして、平成22年度は、資金不足解消額において当初計画より2億5,663万3,000円上回る結果となっており、順調に経営健全化が進んでおります。

次に、報告第6号についてであります。本報告は、一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、佐井村に準じて、佐井歯科診療所に勤務する職員の平成23年度における給料月額及び期末・勤勉手当を減額するための改正をしたもので、平成23年4月1日から施行するため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号についてであります。本報告は、平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所及び佐井地区診療所において、経営健全化計画の確実な実行のため、一般会計からの繰入金を決算見込み等に基づき増額したものであります。

以上をもちまして、上程されました6議案6報告について、その大要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御認定及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡 修） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時49分

○議長（富岡 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（富岡 修） 次に、日程第8 議案審議を行います。

◇議案第4号

○議長（富岡 修） まず、議案第4号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（富岡 修） 次は、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつりハビリテーション病院の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長（富岡 修） 次は、議案第6号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、国民健康保険大畑診療所の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

て、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長（富岡 修） 次は、議案第7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長（富岡 修） 次は、議案第8号 一部事務組合下北医療センター欠損金の資本剰余金による処理についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（富岡 修） 次は、議案第9号 平成22年

度一部事務組合下北医療センター決算を議題といたします。

ここで、監査報告であります。平成22年度一部事務組合下北医療センター決算について、監査委員の報告を求めます。監査委員。

(小川照久代表監査委員登壇)

○代表監査委員(小川照久) 平成22年度一部事務組合下北医療センター決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました一部事務組合下北医療センターの決算書、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は、地方公営企業法ほか関係法令に準拠して適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成22年度決算では、不良債務が約41億7,600万円となり、前年度と比較して、約10億5,000万円解消されております。

資金不足比率においても35.5%で、前年度と比較して9.6ポイントと大きく改善されており、経営健全化への兆しがうかがわれます。

このような経営状況となった主な要因は、平成22年度における診療報酬改定が10年ぶりにプラス改定に転じたことに加えて、構成市町村からの不良債務解消に要する繰出額が、計画額を上回って行われたことによるものであります。

構成市町村における地域医療の確保に対する積極的な取り組みがあらわれた結果であるにとらえております。

また、医療体制の状況については、医師確保対策の推進や看護師等修学資金貸与制度の実施及びむつ総合病院メンタルヘルス科診療棟改築事業への着手など、医療提供の充実に努めていることがうかがわれます。

今後も、平成21年度から取り組んできた下北医療センター改革プラン及び財政健全化法に基づく経営健全化計画の達成に向けて、健全な経営体制の確立に取り組まれるよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配布の平成22年度一部事務組合下北医療センター決算審査意見書及び平成22年度経営健全化審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げまして、決算審査の報告といたします。

○議長(富岡 修) これで監査結果の報告を終わります。

決算について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡 修) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡 修) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

◇報告第2号

○議長(富岡 修) 次は、報告第2号 平成22年度一部事務組合下北医療センター継続費繰越計算書を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡 修) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長（富岡 修） 次は、報告第3号 平成22年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第4号

○議長（富岡 修） 次は、報告第4号 平成22年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

○議長（富岡 修） 次は、報告第5号 平成22年度一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の実施状況についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長（富岡 修） 次は、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

◇報告第7号

○議長（富岡 修） 次は、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡 修） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第117回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 富 岡 修

一部事務組合下北医療センター議会議員 菊 池 広 志

一部事務組合下北医療センター議会議員 吉 田 光 男